

平成 19 年 11 月 21 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号
日本レジデンシャル投資法人
代表者名 執行役員 西 村 賢
(コード番号：8962)

資産運用会社名
東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号
パシフィック・インベストメント・アドバイザーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 山 内 章
問合せ先 取締役 高 野 剛
(TEL：03-5251-8528)

資産運用会社における業務方法書の届出に関するお知らせ

本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社であるパシフィック・インベストメント・アドバイザーズ株式会社は、関東財務局に対し、証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）附則第 159 条第 1 項の規定により金融商品取引法第 29 条の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなし登録運用業者」といいます。）が同附則第 159 条第 2 項の規定により提出すべきものとされる書類の一つとして業務方法書を提出することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 届出の理由

みなし登録運用業者が証券取引法等の一部を改正する法律附則第 159 条第 2 項の規定により提出すべきものとされる書類の一内容として、業務方法書（金融商品取引法第 29 条の 2 第 2 号に定める業務の内容及び方法を記載した書類）を提出するものです。

2. 業務方法書の変更の主な内容

証券取引法等の一部を改正する法律第 5 条の規定による投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の改正により、登録投資法人の委託を受けてその資産の運用に係る業務を行う者は、金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 4 項に規定する投資運用業を行う者に限り、信託会社を除きます。）でなければならないものとされ、資産運用会社は金融商品取引法の適用を受けることになりました。資産運用会社の業務方法書は改正前の投信法に則り作成されていましたが、金融商品取引法の適用を受けることになったため、同法の規定に基づき従前の業務方法書に必要な項目の追加、項目立ての修正を行ったことに加え、法改正に伴い必要な字句等の修正を行いました。

3. 今後の運用状況見通し

本投資法人の第 8 期（平成 19 年 11 月期）の運用状況の予想に変更はございません。

以上

※ 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス <http://www.nric.co.jp>